

平成23年(2011年)7月8日



# 埼玉県報

第 2 3 0 2 号  
平成 2 3 年 7 月 8 日  
金 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(秩父地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [朝霞都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定\(障害者福祉推進課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定の辞退\(障害者福祉推進課\)](#)
- [安戸・田宮土地改良区の役員就任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [ヨーネ病疑似患畜の発生\(畜産安全課\)](#)
- [自動車保管場所証明電子化システム用機器等の賃貸借に係る一般競争入札の公告\(会計課\)](#)
- [県道保谷志木線\(志木市本町一丁目\)の供用の開始\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道平方東京線の供用開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく一団地等の建築物の認定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [水道用薬品の調達に関する落札者等の公示\(水道管理課\)](#)
- [包括外部監査人の監査の事務を補助する者の追加\(監査第一課\)](#)

### 正誤

- [埼玉県告示第796号目次中訂正\(税務課\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第八百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年六月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会
- 三 代表者の氏名  
前田 敦子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県ふじみ野市大井二丁目十五番十号
- 五 定款に記載された目的  
この会は、昼間労働等によって保護者が家庭にいないことにより保育が必要とされるふじみ野市内に在住する、または市内の小学校に通う児童に対して、「豊かな質を備えた学童保育」事業の運営により、安全で安心な放課後及び学校休業日の遊びと生活の場を提供するとともに、保護者が安心して働き、子育てできる地域社会の確立に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第八百二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saita-maken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年七月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 和光・緑と湧き水の会

三 代表者の氏名

高橋 絹世

四 主たる事務所の所在地

埼玉県和光市諏訪原団地一番十号五〇八

五 定款に記載された目的

この法人は、湧水・緑地等の武蔵野台地末端部の特徴的な自然環境を調査し、その保護活動を進めると共に、市民や子どもたちと観察会を行い、身近な自然に親しみながら、その大切さを広く伝え残していくことを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第八百二十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年七月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人子どもの夢TOSS埼玉
- 三 代表者の氏名  
木村 重夫
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川越市霞ヶ関北六丁目二十九番地九
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、埼玉県を中心とした教員や教員志望の学生に対し、教科指導力及び生徒指導・学級経営についての学習会を行い、その技術の伝達・共有をするとともに、その技術の向上を図る。また、就学児童・生徒の保護者に対し、学習技能の向上・家庭教育力の向上を目指しそのサポートを行うとともに、伝統文化の継承、及び地域活性化につながる活動の紹介及び普及を目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第八百二十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年六月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人はばたき

三 代表者の氏名

山下 博司

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘四丁目一番地一号（多世代交流センター）

五 定款に記載された目的

この法人は、障害の種別や軽重を問わず、希望すれば誰でも利用できる福祉施設づくりを進め、どんな障害にもめげず自立と社会参加をめざす一人一人が、豊かに生きていけるよう支援を行う。そして、すべての人が人として尊敬され、共に生きていけるよう地域・社会づくりに貢献することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第八百二十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人はあとびいと

三 代表者の氏名

田母上 由美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡ときがわ町大字別所字悪戸四三番地六

五 定款に記載された目的

（変更前）一 この法人は、高齢者、障害者の方に対し、居宅介護事業、通所介護事業、移送事業を行い、地域社会福祉事業の向上に寄与することを目的とする。

二 この法人は心身障害者（児）、中高齢者、青少年をはじめとする国民各層の健全かつ明るく豊かな生活を支援するため、精神・身体面の向上に向けて、スポーツ・レクリエーションを推奨していくことを目的とする。

（変更後）一 この法人は高齢者、障害者の方に対し、訪問介護事業、予防訪問介護事業、通所介護事業、予防通所介護事業、移送事業を行い、地域社会福祉事業の向上に寄与することを目的とする。

二 この法人は心身障害者（児）、中高齢者、青少年をはじめとする国民各層の健全かつ明るく豊かな生活を支援するため、精神・身体面の向上に向けて、スポーツ・レクリエーションを推奨していくことを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第八百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年六月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人所沢障害者デイクラブ
- 三 代表者の氏名  
江口 三佐保
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県所沢市狭山ヶ丘二丁目八十二番
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、所沢市に住所を有する障害者に対し、障害者同士が生き甲斐を語り励まし合い、また趣味を楽しみながら障害者を支える家族や地域の人々との心の連帯を深めることを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第八百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県秩父地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年六月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人障がい者自立支援農場きづな
- 三 代表者の氏名  
坂 本 幸 枝
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県秩父郡小鹿野町長留三千五百四十五番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障がいをもつ人に対し、喜びをもって就労できる場所を提供するとともに、生活の質が高められ、身体的・精神的・社会的に自立した生活が営めるよう支援することを目的とする。



## 告 示

埼玉県告示第八百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年六月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人生活支援クラブ

三 代表者の氏名

横 山 好 子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市岩槻区東町一丁目九番二四号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、青少年に対し、「社会人として自立し、健やかな生活と楽しい人生」を送れるよう生活を支援し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、主に県内の児童養護施設等を退所した青少年に対し、生活の場所と食事を提供すること等により、青少年の健全育成、及び自立支援に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第八百二十八号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第八百二十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十三年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
堀 邦子	視覚障害	眼科	医療生協さいたま 埼玉協同病院	川口市木曾呂一三二七	平成二十三年六月十四日
綾木 雅彦	視覚障害	眼科	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	和光市諏訪二 一	同
高橋 直人	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そして やう機能障害	耳鼻咽喉科	草加市立病院	草加市草加二 二二 一	同
清水 重敬	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そして やう機能障害	耳鼻咽喉科	戸田中央総合病院	戸田市本町一 一九 三	同
田中 康広	聴覚障害、音声・言語機能障害、そして やう機能障害	耳鼻咽喉科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二 一 五〇	同

吉村 剛	聴覚障害、平衡機 能障害、音声・言 語機能障害	耳鼻咽喉科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二一五〇	同
小川 政明	肢体不自由	整形外科	医療法人社団協友会 東川口 病院	川口市東川口二一〇八	同
石塚 京子	肢体不自由	整形外科	医療法人若葉会 若葉病院	坂戸市戸宮六〇九	同
松井 俊通	肢体不自由	内科	北里大学北里研究所メディカ ルセンター病院	北本市荒井六一〇〇	同
内田 龍制	肢体不自由	リハビリテーション 科	埼玉医科大学国際医療センタ ー	日高市山根一三九七一	同
三宅 論彦	肢体不自由	整形外科	埼玉県総合リハビリテーショ ンセンター	上尾市西貝塚一四八一	同
林中 征哉	肢体不自由	小児科	埼玉療育園	大里郡寄居町藤田一七九一	同
長谷川 真作	肢体不自由	脳神経外科	社会医療法人財団石心会 狭 山病院	狭山市鵜ノ木一三三三	同

多嶋 佳孝	肢体不自由	整形外科	草加市立病院	草加市草加二 二二一	同
細川 高史	肢体不自由	整形外科	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西五 八一	同
横山 仁	心臓機能障害	循環器内科	医療法人三愛会 三愛会総合病院	三郷市彦成三 七 一七	同
清野 正典	心臓機能障害	循環器内科	越谷北病院	越谷市千間台西二 四 六	同
白崎 泰隆	心臓機能障害	循環器科	埼玉県厚生連久喜総合病院	久喜市上早見四 一八 一	同
小林 信彦	心臓機能障害	循環器科	埼玉東部循環器病院付属 草加クリニックス	草加市氷川町二 三 一 六	同
入江 嘉仁	心臓機能障害	心臓血管外科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二 一 五〇	同
高瀬 凡平	心臓機能障害	循環器科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三 二 二	同
足立 健	心臓機能障害	内科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三 二 二	同
加藤 信孝	じん臓機能障害	内科	医療法人蒼仁会 寄居本町クリニックス	大里郡寄居町寄居八〇八一	同
藤原 信治	じん臓機能障害	腎臓内科	医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	上尾市柏座一 一〇 一〇	同

鈴木 好夫	じん臓機能障害	内科	医療法人社団腎盛会 リニツク	田ク 蓮田市馬込一四四一	同
佐藤 貴彦	じん臓機能障害	腎臓内科	社会医療法人財団石心会 山病院	狭 狭山市鶴ノ木一 三三	同
清水 弘文	ぼうこう又は直腸 機能障害	泌尿器科	医療法人三愛会 病院	三愛会総合 三郷市彦成三 七 一七	同
須山 太助	ぼうこう又は直腸 機能障害	泌尿器科	医療法人三愛会 病院	三愛会総合 三郷市彦成三 七 一七	同
上山 裕	ぼうこう又は直腸 機能障害	泌尿器科	医療法人社団富家会 宅リハビリテーションセンター リニツク	富家在 ふじみ野市亀久保一八三九 四	同
桐原 正人	ぼうこう又は直腸 機能障害	外科	医療法人新青会 合病院	川口工業総 川口市青木一 一八 一五	同
安達 実樹	ぼうこう又は直腸 機能障害	外科	医療法人優和会 院	埼玉野村病 北葛飾郡松伏町松葉一 五 七	同
小野里 航	ぼうこう又は直腸 機能障害、小腸機 能障害	外科	北里大学北里研究所メディカ ルセンター病院	北本市荒井六 一〇〇	同

玉野 正也

肝臓機能障害

消化器内科

獨協医科大学越谷病院

越谷市南越谷二一五〇 同



# 告 示

埼玉県告示第八百三十号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十三年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
桜田 伊知郎	視覚障害	むさしのメディカルクリニック	幸手市幸手二八〇七	平成二十三年三月三十一日
栗田 昭宏	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	防衛医科大学校病院	所沢市並木三二	平成二十三年四月一日
後藤 詠美子	視覚障害	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷一一五〇	平成二十三年四月一日
堤 剛	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷一一五〇	平成二十三年五月一日
大谷 聡	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	大谷耳鼻咽喉科	鳩ヶ谷市里一六二八 MUC鳩ヶ谷ビル四F	平成二十三年五月十一日
竹之下 拓	肢体不自由	埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門七二四六	平成二十三年五月十七日

木暮 道夫

ぼうこう又は直腸機能  
障害

北本共済病院

北本市下石戸下五一 一

平成二十三年五月十八日

廣瀬 壯

聴覚障害、平衡機能障  
害、音声・言語機能障  
害、そしゃく機能障害

獨協医科大学越谷病院

越谷市南越谷二 一 五〇

平成二十三年五月三十一日

小竹森 一浩

肢体不自由

北里大学北里研究所メディカルセンタ  
ー  
病院

北本市荒井六 一〇〇

平成二十三年六月三〇日

# 告示

埼玉県告示第八百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、安戸・田宮土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年七月八日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	坂齋忠造	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字遠野五百三十九番地
同	新井和夫	同 同 本島二千七十五番地二
同	山崎利一	同 同 才羽二千六十五番地一
同	田中正夫	同 同 大塚二百一番地
同	加藤初雄	同 幸手市戸島二丁目四十三番地
同	榎原敏夫	同 春日部市不動院野九十七番地一
監事	新井重夫	同 幸手市大字戸島三百三十八番地
同	鈴木昭男	同 北葛飾郡杉戸町大字佐左工門六百九十番地
同	松原耕作	同 同 堤根四千四十五番地

# 告示

埼玉県告示第八百三十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年七月八日

埼玉県知事 上田清司

牛	コトネ病	伝染病及び 家畜の種類	患畜及び 疑似患畜の区分	頭数又は 群数	発生場所又は 区域	発 生 年 月 日	処 置
	疑似患畜			一頭	埼玉県 深谷市	平成二十三年 六月二十九日	隔離

## 告 示

埼玉県告示第八百三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年七月八日

埼玉県知事 上田清司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

自動車保管場所証明電子化システム用機器等の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成24年3月1日(木)から平成29年2月28日(火)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度第二係 岡本 電話048-832-0110 内線2247 ファ  
クシミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年8月30日（火）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年8月29日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年8月30日（火）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成23年8月30日（火）午前10時40分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金



ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成23年8月23日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年7月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格

審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話  
048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of equ-  
ipment for car keeping place proof computerization system.
- (2) Time limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m.,  
august 30,2011 By mail;5:00p.m.,august 29,2011 In person;10:30 a.m.,  
august 30,2011
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance  
Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Head  
quarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533,  
Telephone 048-832-0110 Ext.2247

# 告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年七月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 新井伸二

<p>保谷志木線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>志木市本町一丁目二四七五番二地先から 同市本町一丁目二四七五番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年七月八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成十九年九月二十一日埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長八・〇メートル</p>	<p>備 考</p>

## 告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年七月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

<p>平方東京線</p>	<p>路線名</p>
<p>八潮市大字鶴ヶ曾根字下根通二三四番一 地先から同市大字鶴ヶ曾根字下根通二六 四番六地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年七月八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成十年三月三十一日付け 埼玉県告示第四六三号にお ける道路区域の一部供用開 始である。延長一一九・〇〇 メートル</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年七月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年六月十六日

指令川建セ第二三 九号

二 検査済証番号

平成二十三年七月四日

川建セ第二三 二六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字鹿下字堂ノ上一八一番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都羽村市栄町二丁目二八番地一 市営住宅栄町団地一

石橋 順

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年七月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年一月十九日

指令川建セ第二二〇一三六〇号

## 二 検査済証番号

平成二十三年七月六日

川建セ第二三〇〇二四号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字表字道内三二番一、三二番一三

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字表三二番地一三

小島 正美



# 告示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

平成二十三年七月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島克季

認定番号	認定年月日	対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第二号	平成二十三年 六月二十七日	埼玉県ふじみ野市うれし 野二丁目十番三	埼玉県川越建築安全センター

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年七月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

## 一 許可番号

平成二十三年二月三日

指令越建セ第二二〇〇六四〇号

## 二 検査済証番号

平成二十三年七月六日

越建セ第一三一 一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字下堤外千七百五十二番十八、千七百五十二番

十九

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀千七百五十二番地

薄井 喜則

# 告 示

埼玉県公営企業告示第六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月八日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

1 購入等物件及び数量

- (1) 水道用次亜塩素酸ナトリウム 855トン
- (2) 水道用粉末活性炭（ウェット炭） 145トン
- (3) 水道用粉末活性炭（ドライ炭） 100トン

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

3 契約期間

1の購入等物件について

- (1) 平成23年6月9日から平成23年9月30日まで
- (2) 平成23年6月9日から平成24年3月31日まで
- (3) 平成23年6月9日から平成24年3月31日まで

4 納入場所

1の購入等物件について

- (1) エオ
- (2) アイウ
- (3) アオ

納入場所ア～オは以下のとおり

- ア 埼玉県大久保浄水場
- イ 埼玉県庄和浄水場
- ウ 埼玉県行田浄水場
- エ 埼玉県新三郷浄水場
- オ 埼玉県吉見浄水場

5 落札者を決定した日

平成23年6月9日

6 落札者の氏名及び住所

1の購入等物件について

- (1) 川口薬品化学株式会社  
埼玉県川口市川口5丁目12番34号
- (2) 埼玉薬品株式会社  
埼玉県さいたま市見沼区御町1丁目43番地
- (3) 川口薬品化学株式会社  
埼玉県川口市川口5丁目12番34号

7 落札金額

1の購入等物件について

- (1) 1トン当たり49,350円
- (2) 1トン当たり417,900円
- (3) 1トン当たり430,500円

- 8 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日  
平成23年4月22日

# 告示

埼玉県監査委員告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人中島茂喜の監査の事務を補助する者の追加について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年七月八日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫  
埼玉県監査委員 米 田 正 巳  
埼玉県監査委員 齊 藤 正 明  
埼玉県監査委員 加 藤 裕 康

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
沢味 健司	東京都調布市菊野台二丁目二十二番地十七 一 五	平成二十三年七月八日 平成二十四年三月三十一日
荻巢 和紀	東京都中央区月島三丁目九番二 九 二	平成二十三年七月八日 平成二十四年三月三十一日
浜田 陽介	春日部市八丁目三百番地 六	平成二十三年七月八日 平成二十四年三月三十一日
藤本 庸介	東京都豊島区巢鴨四丁目十九番十三号二〇六	平成二十三年七月八日 平成二十四年三月三十一日

# 正 誤

埼玉県告示第七百九十六号（平成二十三年七月一日第二千三百号）目次中訂正

誤

県税の収納事務に係る告示（税務課）

正

自動車税等の収納事務委託に係る告示（税務課）